○総務省告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体になるべき団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年二月十五日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	政治資金団体の名称	政治資金団体の代表者の氏名	取消しの届出のあった年月日
国民の生活が第一	国民生活会議	佐藤　公治	二四、一二、一八

○厚生労働省告示第二十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年度技能検定実施計画を次のように定めたので告示する。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一　都道府県知事が実施する技能検定

一　時期及び等級ごとの検定職種

(一)　前期に実施する検定職種

イ　一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期（平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法、銅合金鋳物鋳造作業法及び軽合金鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業
金属熱処理	全科目	全科目
粉末冶金	成形・再圧縮法	成形・再圧縮作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、中ぐり盤作業、横中ぐり盤作業、ジグ中ぐり盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業
放電加工	数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	製缶作業法及び構造物鉄工作業法	製缶作業及び構造物鉄工作業
建築板金	全科目	全科目
工場板金	曲げ板金加工法及び打出し板金加工法	曲げ板金作業及び打出し板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	なし	なし
仕上げ	全科目	全科目
切削工具研削	工作機械用切削工具研削法	工作機械用切削工具研削作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
産業車両整備	なし	なし
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装法、配管ぎ装法及び電気ぎ装法	内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業
光学機器製造	光学ガラス研磨法	光学ガラス研磨作業
複写機組立て	なし	なし
建設機械整備	なし	なし
染色	染色補正法	染色補正作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
布はく縫製	なし	ワイシャツ製造作業
木型製作	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法及びいす張り作業法	家具手加工作業及びいす張り作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
印刷	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法及びインフレーション成形法	射出成形作業及びインフレーション成形作業
強化プラスチック成形	積層成形法	手積み積層成形作業
陶磁器製造	絵付け法	絵付け作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし